

# 居宅介護支援利用に関わる重要事項説明書

医療法人外海弘仁会居宅介護支援事業所

## 《支援事業所の名称・所在地及び事業所番号》

名 称 : 医療法人外海弘仁会 居宅介護支援事業所

所 在 地 : 長崎市下黒崎町1342番地6

(トランキルテひうら2階)

電話番号 0959-25-0039

FAX番号 0959-25-1338

指定年月日 : 平成11年8月2日(長崎県知事)

事業所番号 : 4211123312

代 表 者 : 医療法人外海弘仁会 理事長 日 浦 剛

## 《営業日及び営業時間》

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとします。

1. 営業日 月曜日から土曜日迄(土曜日は午前中)  
休業日は、日曜日、祝日、12月30日～1月3日  
その他、事業者が定める休業日
2. 営業時間 8時30分から17時30分迄  
土曜日は、8時30分から12時30分迄

## 《事業の目的》

事業の実施地域内に居住する要介護者等が、可能な限り居宅に於いて自立した日常生活を営むために、「①介護保険利用の手続き、②ケアプランの作成、③サービス事業所の紹介」等、利用者の選択に基づいた適切な介護サービスが提供されるよう、その調整と評価を行う事を目的とします。

## 《運営の方針》

医療や関係機関等との連携により、利用者が尊厳ある生活を継続できるように支援します。

1. 在宅生活の要介護者等が日常生活を営む為に必要なサービスを適切に利用できるよう、利用するサービス内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成します。
2. 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他関係機関との連絡調整等を行います。
3. 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他必要な情報の提供を行います。

## 《通常の事業の実施地域》

通常の事業の実施地域は、長崎市（三重・外海・琴海地区、式見地区）、西海市（大瀬戸町）及び西彼杵郡時津町とします。

## 《職員の職種、員数及び職務内容》

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りです。

1. 管理者：介護支援専門員 1 名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも支援事業に当たるものとします。
2. 居宅介護支援員：介護支援専門員 3 名  
介護支援専門員が行う支援事業を次の通りとします。
  - 1) 居宅介護サービスの作成
  - 2) 関連機関との連絡調整
  - 3) 介護保険施設等の紹介
  - 4) その他、介護保険制度上必要とされる事

## 《苦情処理の体制・手順》

事業所に苦情相談窓口を設置し、利用者に満足して頂けるサービスの提供に努めます。サービス計画書、サービス内容、利用料等お気軽にご相談下さい。

※ 苦情相談受付窓口：医療法人外海弘仁会 居宅介護支援事業所

電 話 0 9 5 9 - 2 5 - 0 0 3 9

F A X 0 9 5 9 - 2 5 - 1 3 3 8

※ 苦情相談受付担当者：医療法人外海弘仁会 居宅介護支援事業所

管理者 高井 綾

1. 電話・F A X・訪問時・来所のいずれの方法でもかまいません。
2. 担当の介護支援専門員にご相談下さい。
3. 受け付けた苦情相談につきましては、すべて管理者に報告します。
4. 担当の介護支援専門員にて解決できない事項は、管理者との協議により対処します。
5. 受け付けた苦情相談の結果は書面にて残し、相談者に報告します。
6. 保険者及び国民健康保険団体連合会へ、適宜報告します。

苦情相談は、利用者又はその家族より直接提言できます。

1. 長崎市すこやか支援課（長崎市）

電話 0 9 5 - 8 2 9 - 1 1 4 6

2. 西海市福祉保健部 長寿介護課（西海市）

電話 0 9 5 9 - 3 7 - 0 0 2 4

3. 時津町介護保険担当（時津町）

電話 0 9 5 - 8 8 2 - 2 2 1 1

4. 長崎県国民健康保険団体連合会（全地域）

電話 0 9 5 - 8 2 6 - 1 5 9 9

## 《事故発生時の対応》

事業所では事故発生がないように万全を期していますが、万が一事故が発生した場合には、下記により速やかに対応致します。

1. 当事者は、書面にて速やかに管理者に報告します。
2. 管理者は事業者が運営する「事故防止委員会」に報告します。
3. 事業者との協議により、是正・予防処置を講じます。
4. 保険者及び国民健康保険団体連合会へ、適宜報告します。
5. 事業所の責任により利用者に損失を与えた場合は、その損失を補填致します。

## 《秘密保持》

事業者は次により知り得た秘密を保持します。

1. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
3. 従業者は、利用者との利用契約失効後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

## 《費用》

介護保険法に定められる費用内とし、100%保険給付であり、利用者の負担はありません。

私は、本書面に基づいて医療法人外海弘仁会居宅介護支援事業所の職員\_\_\_\_\_より上記重要事項の説明を受け同意しましたので、署名捺印し報告します。

令和 年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

同席者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

説明者

住所 長崎市下黒崎町1342番地6

医療法人外海弘仁会 居宅介護支援事業所

氏名 \_\_\_\_\_